

# 農業委員会広報



豊田地区 芳賀富弥さん(がんばってます)

## 目次

- ◆会長あいさつ ◆農業委員紹介……………2P
- ◆北小米マイライフ!! 5年生稲作体験学習……………3P
- ◆がんばってます 青年就農者 芳賀富弥さん……………4P
- ◆活動報告 ◆農業者年金情報……………6P～7P
- ◆農地のお知らせ・編集後記……………8P

## 第5号

◆発行／平成29年1月  
◆編集／大石田町農業委員会

## 農地に関するお知らせ

### ★転用完了後の地目変更を忘れずに!!

- ◆許可を受けただけでは変更なりません。
  - ◆地目変更しないで放置しておく、諸手続きの障害となる場合があります。
- ※不動産登記法では、変更があった時から一ヶ月以内に登記しない場合、10万円以下の過料に処すると規定されています。(土地所有者の義務)

### ★農地の売買・貸借・転用するときには農業委員会等の許可が必要です!!

- 農地の売買・貸借：町農業委員会の許可  
(無償の場合も許可が必要です)
- 農地の転用：県知事の許可(町農業委員会を経由)  
(但し、4haを超す場合は要大臣協議)

申請窓口は町農業委員会(毎月10日締切)

- ◆許可なく転用した場合(農地法違反となり)  
命令：工事中止及び  
現状回復命令(県知事)  
罰則：3年以下の懲役  
または300万円以下  
(法人の場合1億円以下)の罰金



### ★相続登記をお忘れなく!

- 農地所有者が死亡された時は、速やかに相続登記をお願いします。
  - 相続されない農地は売買や貸借ができません。
  - 農政関連の助成制度の障害になる場合もあります。
- 相続登記が終わったならば必ず農業委員会に届け出ください。

### ◎農地に関するご相談は地元の農業委員へ

手続き等に関するお問い合わせは農業委員会事務局まで 35-2111(内線151)

### 広報誌編集委員会

- |     |            |
|-----|------------|
| 委員長 | 星川 松雄      |
| 委員  | 飛渡 孝       |
|     | 高橋 敏明      |
|     | 齋藤 博美      |
|     | 村岡 忠弘      |
|     | 青木 芳賀      |
|     | 森 間宮 高橋 正子 |
|     | 芳賀 二郎 良一 博 |



本県の平成二十八年産水稻の作況指数は一〇三ですが、農家としてこの指数からみた収量の実感がなく、当町における指数はもっと低い数値ではないかと感じています。

国が示している平成三十年以降の米政策の変更により、中山間地域において非農地化が進むのではないかと不安に加え、法人化しない農家が廃業に追い込まれはしないかと危惧しているのは私だけでしょうか。

生まれ育ったこの大石田で夢と希望をもって農業を続けられる農業政策を打ち出していただけたらと切に願うものであります。

(記 星川)

### 編集後記